

# 豊前総合法律事務所 News Letter

相続のお役立ち情報がもりだくさん！

大切なご家族のため、また何より、ご自身の人生を充実させるため、お役に立てる情報を届けいたします。終活・相続に詳しい豊前の弁護士といえば西村だ！と思いつけていただけるよう頑張ります！

※このニュースレターは、みなさまに親しんでいただくため、読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用しております。

## 目次

- P1 ◆プライベートのひとこま～キャンプに行ってきました～
- P2 ◆「終活とは？」にどう答えますか
- P3 ◆終活に関する名言・格言いろいろ～2～
- P4 ◆エンディングノートの活用術4 忘れがちな定期購入
- P5 ◆終活発見！～お祭り・イベント編～
- P6 ◆セミナー情報

## キャンプに行ってきました

大分県中津市の耶馬渓にあるキャンプ場にて、キャンプをしてきました。テントを買って、早3年…ようやくスムーズに設営ができるようになりました。説明書と動画を何度も見て、事前準備をしていたおかげですね。スムーズに設営ができると、気力も体力も温存できることを実感しています。

小学1年生と年少の息子たちは、虫取りに夢中で「見て！大きいバッタ捕まえたよ！」と大興奮でした。微笑ましく見守っていましたが、テントの中にお迎えしようとしていたので、さすがに息子と交渉して、外に出てもらいました。

10月上旬でしたので、日が昇っている間は暑く、日が沈むと寒くなるという自然の変化も肌で感じることができました。

色々なものが便利になってきている今の時代に、あえて不便を体験することは、防災や災害時の行動シミュレーションにもなると考えています。また、普段は必需品だと思っていたものを「なくて良いかも？」と気づけたり、意外なもので代用できたりして、大人にとってもよい学びが毎回多くあります。

こんな体験をすると、きっと自分の祖父母だったら、もっと上手に自然で遊ぶのだろうなと考えてしまいます。残念ながら今は直接話ができる状況ではありませんが、ふと、一緒に歩いた田舎道を思い出すものです。



## 「終活とは？」にどう答えますか

みなさまは、「終活とは？」と尋ねられたら、どのように答えますか。

「終活」という言葉自体は、新しい言葉です。2009年に週刊朝日が連載記事の中で使用したのが初めてと言われています。というたとえ昔からある言葉でも、大まかな意味としては共通していても、解釈は人それぞれだということはご承知の通りです。新しい言葉ならなおさらですね。

終活の定義については、終活を支援する企業や団体が説明していることがよくあります。共通するのはやはり、「人生の終わりを見つめること」「そのために準備すること」です。一方で、「目的」と「具体的な行動」の示し方が異なります。

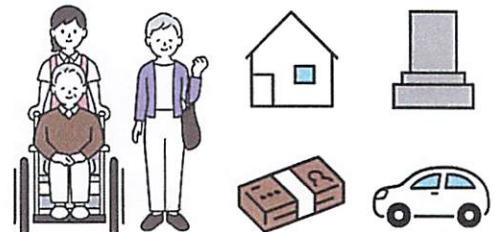
弊所が主催するセミナー等では「人生の終焉を考えることを通じて、今をよりよく、自分らしく生きる活動」と、いつもお伝えしています。これは、一般社団法人終活カウンセラー協会が伝えているメッセージです。ポイントは、「今」を重視していることです。終わりを見つめることで、今をよりよく生きるという考え方には、所長はじめ弊所スタッフはとても共感しております。

もちろん、解釈は人それぞれですので、共感できる考え方を探してみてください。そして意味を覚えること自体が「終活」にもなります。すると、さまざまな場面、たとえばエンディングノートを書く際にも、内容が変わってくるのではないかでしょうか。

たとえば、葬儀やお墓のことを重視しておられる方であれば、そのページを詳しく書いたり、見学に行ったりなさるでしょう。対して、自宅で最後まで暮らすことを重視する方であれば、その意思を示し、利用できるサービスを検討なさいますね。もちろん、どちらも重視して良いのですが、お伝えしたいことは「何を大切にするかによって、優先順位が変わる」ということです。

弊所もおすすめしているエンディングノートは、書く際に必ず「人生の棚卸し」をすることになります。（とはいって、思い出したくないことは思い出さなくてよいので、まずは楽しかった思い出から始めてみることをご提案しています！）そうしていくと、ご自身が人生を通してずっと、大切にしてきたことが見えてきます。大切なことを再認識すると、終活はもっと充実してきます。

ご自身にとっての終活とは、どのようなものでしょうか。みなさまのオリジナル終活を、弊所は心から応援しております。



## 「おひとりさま」の終活

現在の日本が高齢社会なのはご存じの通りです。政府が国会に提出している高齢社会白書によると、「65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となり、令和32年には男性26.1%、女性29.3%となると見込まれている」とのことです。

このように、一人暮らしをしているという意味での「おひとりさま」も増加傾向ですが、終活や相続の際に気になるのは法定相続人がいないという「おひとりさま」と相続したい相手がないという「おひとりさま」です。また、中には「法定相続人にだけは相続したくない」というご相談をされる方も、おられるようです。

一人暮らしをしている方の中には、別々に暮らす法定相続人がおられるかもしれません。そのため、ご本人がお亡くなりになった場合、相続財産は基本的に配偶者やお子様・ご両親・兄弟姉妹といった法定相続人に相続されます。

では、法定相続人がいない場合はどうなるのでしょうか。法定相続人がいないからといって、周りの人が勝手に財産を処分してはいけません。家庭裁判所に相続財産清算人選任の申立を行う必要があります。その後はルールに沿って手続が進んでいきますが、特別縁故者もおらず、共有財産でもなければ、最終的には国庫に帰属します。

みなさまは、ご自身の財産を、だれに受け継ぎたいでしょうか。だれに受け継ぐかによって、今できることの選択肢があります。遺言書を書くことで、それを実現できる場合もあります。家族以外の特定の誰かへの遺贈や、ご本人が亡くなった場合に寄付をするという遺贈寄付という選択肢もあります。

ただ、ご注意いただきたいのが、遺言書は極めて法的な文書ということです。つまり、書き方が厳格に定められていますので、遺言書を書いたほうがよいかどうかも含めて、一度専門家にご相談されることをおすすめいたします。ちょっとした言葉遣いの違いで、長引くトラブルに発展してしまうケースがあります。遺贈寄付を受け入れている団体のWebサイト等にも、「有効な」遺言書を作成してくださいと書かれています。さらに、有効な遺言書を作成していたとしても、法定相続人がいる場合は遺留分（注：最低限の取り分が保障されている制度です。）の問題もありますので、やはり専門家の意見は聞いておきたいところです。

みなさまの想いを、どのように受け継ぐことができるのか、私たちもともに考えてまいります。



## 終活に関する名言・格言いろいろ～2～

### あなたは、何によって、憶えられたいですか？

これは、著書「マネジメント」で有名なP・F・ドラッカーが少年時代に牧師から言われた言葉です。その牧師は続けて、「今は答えられなくとも、50歳になったときに答えられないようでは、人生を無駄に過ごしたことになる。」と言ったとか。  
(当時の50歳なので、今では80歳くらい?)

氏名「〇〇さん」、綱柄「〇〇さんのお父さん」、肩書「〇〇株式会社〇〇部の部長」なども大切な情報ですが、どんな人として記憶に残してほしいのか…考えさせられますね。これはつまり、憶えてほしい自分の姿をイメージし、それに合うように行動するということと解釈できます。プロの実業人としては、どんな分野でのピン(専門家)として認識されたいのか、という質問とも受け取ることができます。とても身が引き締まる思いです。

みなさまには「こんな人」として記憶に残っているかたは居られますか？身近なご家族であればイメージしやすいかもしれません。「厳しかったけれど優しさのある父」「いつもの笑顔で場を和ませてくれる母」など、言葉として思い浮かびますでしょうか。

そして、ご自身はどのように憶えられたいでしょうか。ぜひお聞かせください。

### どんな人間だってある角度から見れば、そいつは主人公なんでね。

かの有名な映画監督、「世界のクロサワ」黒澤明氏の名言です。名監督がそう仰るのなら、私も主人公なのかしら？と思えてきませんか。

これまでお会いしてきた方のなかで、特に50代後半以降の方に多いのですが「もう老い先短いから」と仰る方がおられます。そう言って人生を諦める主人公の映画を、みなさんは観たいでしょうか。私は、一度や二度、諦めることがあっても、もう一度立ち上がりハッピーエンドにする映画を観たい！と強く思います。

もちろん、映画を作るのは主役だけでもなく、映画監督だけでもありません。名脇役やスタッフの方々のおかげで、映画は作られていきます。たくさんのご縁を大切にしながら、一人ひとりの主演映画をハッピーエンドに持っていくことが、終活なのかもしれません。



## エンディングノートの活用術4 忘れがちな定期購入

エンディングノートには様々な項目がありますが、ぜひ、定期購入の契約状況を書いておくことをおすすめします。もし「定期購入」といった項目が、お手元のエンディングノートにない場合は、余白でも別紙でも構いません。

たとえ家族の合意のもと契約したものであっても、解約やプラン変更の連絡先まで共有できているご家庭は少ないのではないでしょうか。わが家もおそらく伝わっていない（気にしている？）であろうと思い、エンディングノートに書いています。そして定期購入の契約者に万が一があったときは、さまざまな手続きに追われ、解約することが後回しになるでしょう。健康食品やお茶なら、まだ他の家族が飲んだり、おそらく分けたりすることもできますね。では、他のだれも使わない化粧品ならいかがでしょうか…。

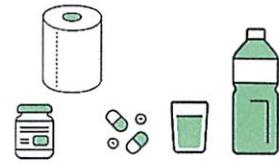
もし解約したら、そこに「解約済み」と書けばよいですね。万が一があったときに「これはお願い」リストを作つておいて、そこに「定期購入の解約（エンディングノート参照）」と書いておいてもよいかもしれません。

私たちは、エンディングノートを、生活とともにどんどん更新していくものと考えています。もともと終活は「今をよりよく」自分らしく生きるためのツールなので、エンディングノートを更新するなかで身の回りのことがコントロールできている実感が得られれば、それもまた立派な終活になるのではないかとも思うのです。最低でも年に1回は財産の状況を見直し、エンディングノートを新しく書いています。財産以外にも、1年前とは違う考え方や伝えたいメッセージが出てくることが多く、「書き直してよかったです」と強く感じます。

財産は、手間・お金・時間は掛かるものの、ある程度はだれかに調べてもらうことが可能ですが。それよりも、介護や医療・延命に関する意思表示は、生きることに直結するので、考え方方が変わったら（変わらなくとも）最新のものを残しておきたいですね。その場面に直面した時、意思表示ができるとは限らないからです。

私たち人間は、情報や体験によって、その考え方を変えていきます。それはきっと成長しているからでしょう。生きている限り、いきいきと成長ができるはずです。その成長の結果、考え方方が変わったとしても、変わる前の意思表示しか残っていなければ、希望を叶えることは難しくなります。支える側の方から見ても、できるだけご本人の意思を尊重したいと思うものです。

定期購入を契約するように、「何を選ぶのか」ということも、どう生きるかにつながってきます。みなさまもぜひ、今をよりよく生きるために、エンディングノートを活用されてみてください。



## 終活発見！～お祭り・イベント編～

終活は、さまざまな場面で見つけることができます。ここでは、いつも終活のことを考えている弊所スタッフが、場面ごとに出会える終活についてご紹介いたします。

秋祭りの時期になりましたね。弁護士西村の出身地、長崎県長崎市では、秋といえば10月7・8・9日の「おくんち」です。諏訪神社からお神輿が下りてきて、奉納踊りがあって…と懐かしい限りです。ここ数年では、ハロウィンにちなんだお祭りやイベントが増えてきました。先日、豊前市や吉富町で開催されたイベントに参加し、子どもたちは喜んで仮装し、お菓子をもらっていました。

このような地域のお祭り・イベントに参加すると、やはり地域の活気を感じます。参加者だけでなく、出演者・出展者のみなさまにも、幅広い年齢層の方々をお見掛けします。そしてみなさん、とても表情が良いことが印象的です。本当に活き活きとしておられます。活気のせいか、財布の紐も緩くなりがちな気がします。（気のせいでしょうか…。）

地域のお祭りやイベントへの参加を通して、終活ができますね！

…今、「なぜ？」と思われた方もいらっしゃしますか？

地域というものは、人があってこそ成り立ちます。地域に住む人・働く人・訪れる人が、地域を守ってきて今に至ると思うと、感謝の気持ちが溢れてきますね。自分の「終わり」の後も、安全で活気のある地域を守り続けてもらうためには、何ができるでしょうか。出演・出展者・運営スタッフとしてイベントを支えたり、参加者として楽しんだり、それを発信したりと、さまざまな活動が思いつきますね。そうすると、ただ「終わり」を意識して方法を伝えて終わり、ではなく、誰かの成長を喜んだり、心身を動かすことで活き活きできたり、という体験もできるのではないでしょうか。たくさん的人が関わるお祭りやイベントは、その分「受け継ぐ」要素も多いのだと思います。

終わり！として、ただ片づけて終了ではなく、「受け継ぐ」という次のステップを活用して「終わらせない」こともできるのですね。また一つ学びです。



## セミナー情報（※同封のチラシもぜひご覧ください）

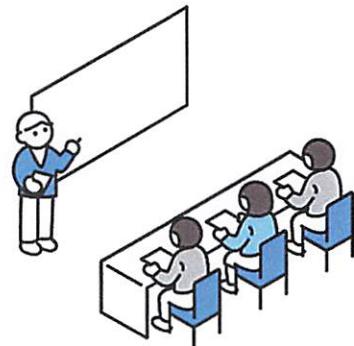
来る令和6年11月23日（土・祝）に、終活セミナーを開催します！  
会場はイオンモール三光の2階、イオンホールです。

開場は10：30、セミナー開始は10：45となっておりますので、ぜひお誘いあわせの上、お越しください。

前回の開催でも大変ご好評をいただいておりますので、ぜひお電話でのご予約をおすすめいたします。なお、弊所は平日9時から18時の開所ですので、お手数ですが開所時間内のお電話をお願いいたします。

お席があれば、当日の飛び入り参加もOKです。

今回のテーマは、「家族のために聞いておきたい 今をよりよく生きる！終活セミナー」です。これまで多くの終活セミナーを開催してまいりましたが、「家族のために」と題するのは初めてになります。うちの家族はまだまだ元気よ！という方こそ、ぜひお越しください。今だからこそ、お話しできることがあります！



参加費  
無料

ご予約  
不要

途中参加  
OK

日 時

令和6年 11月23日（土・祝）

セミナー：10:45～12:15（開場10:30）

会 場

「イオンモール三光2階 イオンホール」

〒871-0111 大分県中津市三光佐知1032

参加に  
ついて

【予約優先制】定員 30名

※前回も大変ご好評頂いておりますので、ぜひ事前のご予約をおすすめいたします。

お申込み  
方法

電話受付（豊前総合法律事務所）

**0979-53-9106**

（平日の9時から18時まで対応可能）



## 今回からの新企画として、12月11日(水)に 豊前市の豊前市総合福祉センターにて「終活お話会」を開催いたします。

終活セミナーとは日時も会場も異なりますので、ご注意ください。

こちらはセミナーではなく、「お話会」です。弁護士が一方的にお話しするのではなく、参加者様の自己紹介や、それぞれの終活について言葉を交わす会となります。

個別ではありませんが、お悩み相談コーナーも設けます。高度にプライバシーにかかるので、みなと話すのはちょっと…という方は、個別の法律相談をご利用ください。弁護士にガチで相談するほどではないけど、わきあいあいとお話ししてみたい、という方や、西村という弁護士をより深く知りたい、という方は、ぜひお話し会をご利用ください。

テーマは「終活のこと、やわらかく話しましょう」ということで、所長弁護士は私服で参加します。やはりどうしても弁護士はお堅いイメージがありますので、少しでも話しやすくなるよう、工夫していきます！



**終活お話会** ~ 終活のこと、やわらかく話しましょう ~

場所：豊前市総合福祉センター 参加費無料

日時：令和6年12月11日(水) 14:30～16:30

内容：参加者自己紹介、終活豆知識、お悩みなんでも相談会など

※お悩みなんでも相談会は個別ではありません。お話できる範囲で大丈夫です。

\ 途中参加・途中退席 OK /

私は私服で参加します！  
ぜひお気軽にお越しください。  
代表弁護士 西村幸太郎



参加費  
無料

ご予約  
不要

途中参加  
OK

豊前総合法律事務所 相続専門サイト

発行元 豊前総合法律事務所  
〒828-0028  
福岡県豊前市青豊19-14スペースI  
TEL 0979-53-9106  
FAX 0979-53-9107

